

かみのかわ

議会だより



Kaminokawa



未来の議員さんは…（明治南小学校3年生議場見学）

No. 154

平成26年8月1日

◆編集発行◆

上三川町議会広報調査特別委員会

〒329-0696
栃木県河内郡
上三川町しらさぎ一丁目1番地
TEL 0285 (56) 9161

◆ 今月の内容 ◆

6月定例会議決事項	2～3
4月臨時会議決事項	3
ここが聞きたい一般質問	4～7
議会の仕組み、編集後記等	8

6月定例会・4月臨時会

一般会計補正予算等 全議案可決

＜介護サービス基盤整備・大雪被害による農業災害補助金等＞

このようなことが
決まりました

定例会

平成26年第4回町議会定例会が6月2日から4日までの3日間の会期で開催されました。

同意

◆ 議案第38号
固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

7月31日をもって任期満了となる上野光良氏の再任に同意しました。

(採決結果 全員賛成)

諮問

◆ 議案第39号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

9月30日をもって任期満了となる大橋佳夫氏の再度推薦に適任と決定しました。
(採決結果 全員賛成)

補正予算

◆ 議案第40号
一般会計(第2号)
3千万円を追加

第5期上三川町高齢者支援計画・介護保険事業計画に基づく介護サービス基盤整備に係る予算の増額です。

歳入は、地域介護・福祉空間整備推進交付金及び、栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の増額です。歳出は、高齢者福祉施設整備事業に係る補助金の増額、及び総合計画策定事業に係る債務負担行為を追加するものです。
(採決結果 全員賛成)

※ 出席議員は16名です。
なお、採決に議長は加わりません。

報告

◆ 議会の委任による専決処分事項について(町有自動車に係る事故の和解・町塵芥車)

平成26年2月18日、町道4・109号線(大字上蒲生地内)において、町塵芥車が後方確認を怠り

後退で道路を横断し、相手自動車と接触した事故の和解です。

◆ 議会の委任による専決処分事項について(町有自動車に係る事故の和解・町消防自動車)

平成26年3月21日、県道真岡・上三川線(大字上三川地内)において、町消防自動車の後方確認を怠り後退し、相手自動車と接触した事故の和解です。

◆ 平成25年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

平成25年度内に完了しない事業等の予算の繰越について報告されたものです。

(1) 臨時福祉給付金事業

7373万円

(2) 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業

804万6千円

(3) 子ども・子育て支援事業計画作成事業

220万5千円

(4) 子育て世帯臨時特例給付金事業

4522万8千円

(5) 農業災害補助金

100万円

(6) 幹線道路整備事業

1776万1千円

(7) 全国瞬時警報システム(Jアラート)自動起動装置促進事業

1000万円

(8) 公園災害復旧事業

301万4千円

(9) 中学校災害復旧事業

668万6千円

(10) 社会教育施設災害復旧事業

98万円

※ 繰越明許費とは？

毎会計年度の歳出予算は、その年度内に使用することが原則です。しかし、その性質上又は予算成立後の事由により年度内にその支出を終わらない見込みのあるものは、予算の定めるところにより、翌年度に限り繰り越して使用することができるものです。

議員派遣

◆ 厚生常任委員会視察研修

・目的 健康マイレージ事業について

・期日 7月7日、8日

・場所 静岡県袋井市・藤枝市

◆ 全国町村議会広報研修会

・目的 議会広報紙の編集について

・期日 7月10日、11日

・場所 東京都

シェーンバッハ・サポーター

臨時会

平成26年第3回町議会臨時会が、4月11日に1日の会期で開催されました。

条例改正

◆ 議案第36号

上三川町農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年1月12日に十三塚自治

会が設立されたことから、自治会を農業委員の選挙区域に加えるものです。

(採決結果 全員賛成)

補正予算

◆ 議案第37号

一般会計(第1号)

5億3427万4千円を追加

平成26年2月の大雪により被害を受けた農業者を支援するため、災害経営資金等利子補給、がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金利子補給及び経営体育成支援事業に係る補助金を増額するものです。

(採決結果 全員賛成)

承認

◆ 町長の専決処分事項の承認を求めることについて(上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定に関する専決処分)

地方税法の一部改正に伴い、条項の整理や住民税、固定資産税の課税の特例の適用期限の延長及び、軽自動車税の税率引き上げの適用区分と経過措置等を規定するものです。

(採決結果 賛成13 反対1)

◆ 町長の専決処分事項の承認を求めることについて(上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分)

地方税法の一部改正に伴い、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更するものです。

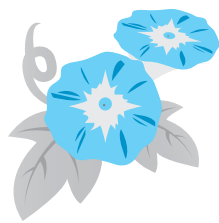
(採決結果 賛成13 反対1)

◆ 町長の専決処分事項の承認を求めることについて(上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分)

地方税法の一部改正に伴い、法律より引用する条項を改めるものです。

(採決結果 賛成13 反対1)

※ 出席議員は15名です。なお、採決に議長は加わりません。



●稲川 洋 議員

- ・健康づくり支援(施策とハード面の支援策)

●田村 稔 議員

- ・住民の安全(指定避難所等の周知、実施訓練等の取り組み)
- ・町計画
- ・農業施設被害(大雪被害の現状と今後【小規模ハウス等の復旧】)
- ・奨学金制度の現況と今後
- ・子ども<幼・保・小・中>の体力向上(運動能力向上策)
- ・保育施設老朽化対策
- ・子育て支援センター <あったかひろば>
(老朽化対策、移転整備等の現況と今後)
- ・町指定文化財展示施設整備(民俗文化財天棚【西木代】)
- ・特殊詐欺の現況と対策

●稲葉 弘 議員

- ・未婚のひとり親家庭へのみなし寡婦控除適用
- ・保健福祉行政
- ・地域が元気になる公共事業
- ・地域防災計画(原発事故の避難計画と実効性)
- ・生涯学習センター建設
(人材育成、NPOやボランティア団体へのサポート計画)

●生出 慶一 議員

- ・町の財政(増収策、国庫補助事業の取り組み等)
- ・税の徴収対策(滞納者数と滞納総額等)
- ・環境衛生(不法投棄の現状と対策、処分費用の補助)
- ・自転車の安全利用(事故防止対策)

●上村 康幸 議員

- ・景観条例
- ・石橋駅東側地域の活性化(排水路等の整備計画、バスルート誘致)

●勝山 修輔 議員

- ・人事(配置換えの基準)
- ・上三川町マスコットキャラクター
(かみたんの制作費用、出演状況、知名度)
- ・上三川いきいきプラザ(要望への対応等)

ここが聞きたい
一般質問

6人の議員が登壇

議会を傍聴しませんか

次回の定例会は、9月1日(月)から開会予定です。

◆傍聴される方は、傍聴当日、役場4階議会事務局にて受付を済ませてください。

※一般質問の内容は、質問・答弁を広報調査特別委員会で要約したものを掲載しています。

健康づくり支援

問 町民が興味を持って積極的に参加できるような健康づくりの施策の考えは。

答 健康課長 疾病の早期発見及び早期治療を図るため、健康診断やがん検診など、対象者ができるだけ多く受診することができるよう受診する人の立場に立った受診しやすい制度の整備や、さまざまな機会を利用して検診の重要性の啓発を行うほか、未受診者に対して受診の勧奨を実施しています。

また、疾病の予防や改善の観点から、栄養教室や運動教室を開催し、食生活の改善や運動習慣の定着を図るため実践的な健康づくりの施策を実施しています。健康づくりは、町民一人一人が



稲川 洋 議員
いながわ ひろし

問

自分自身の問題として主体的かつ能動的に取り組むことを強く意識してもらうことが重要であり必要なことです。参加意欲を高める施策を展開することは効果が高いものと考えますが、どのような施策が町民の継続した健康づくりに効果があるか、予算面も含めて研究・検討していきたいと思えます。

答 町民が楽しみながらイベントに参加することにより健康づくりができるハード面での支援策は。

答

健康課長 健康づくりの施策を実施する場所として施設の充実も必要であり、ウォーキングロードの整備なども考えられます。魅力的なコースや施設は、これから運動を始める方へのきっかけづくりに、既に始められている方には継続する意欲づくりに重要であります。

今後、新たな整備計画等をする際は、予算も含め健康づくりに視点をもち参画できるように関係機関と連携を図り、研究・検討をしていきたいと思えます。



町計画

問 (仮称)本郷コミセン、上三川コミセン整備計画の現況と今後。

答 総務課長 本郷小地区のコミュニティ組織は、6月15日に「本郷コミュニティ推進協議会」が設立されました。今後は、この組織の活動状況を見守り、関係者との協議を持ちながらコミュニティセンターの整備に向けた計画を進めていきたいと考えています。

上三川小地区のコミュニティ組織は、中心となる方が見つからないため組織化は難しい現状です。関係者とも積極的に話し合いを持ちたいと思えます。



田村 稔 議員
たむら みほり

奨学金制度

問 奨学金制度の現況と今後。

答 教育総務課長 上三川町ふるさと人材育成基金は一人当たり20万円を給付、白鷺奨学金は年額10万円を就学期間給付しています。平成25年度の給付実績は、ふるさと人材育成基金8人、内訳は大学院生1人、大学生5人、短大生1人、専門学校生1人です。白鷺奨学金は11人に給付しました。

今後も、経済的理由により進学を諦めることのないよう支援するために、現行制度を適用した給付事業を行っていく考えです。

保育施設老朽化対策

問 ふざかしおひさま保育園(0才~2才)の施設の現況と今後の整備等対策は。

答 福祉課長 分園は、待機児童を出さないという方針で応急的な措置として改修し、平成25年4月に開所しました。ただし、分園としての長期的な継続利用の考えはなく、使用する部屋のみ改修している状況です。現在、全面的な改修・改善の計画はありませんが、必要な対策は現況を把握し適切に対応したいと思えます。

いなほ
ひろし
稲葉 弘 議員



寡婦控除適用

問 保育料や町営住宅家賃算定時に未婚のひとり親家庭へ「みなし寡婦控除」を適用する考えは。

答 町長 保育料は国の算定方法に基づき算定し、町営住宅家賃は公営住宅法施行令第1条第3号の規定に基づき算定しており、みなし寡婦控除は適用されておりません。今後、国の動向を注視し負担軽減の可能性を研究してまいります。

保健福祉行政

問 国会審議中の介護保険法の改正案では、要支援1・2のお年寄りには介護保険適用外となるが、その受け皿はあるのか。

答 保険課長 要支援者の訪問介護、通所介護が介護予防給付から地

域支援事業に移行することは、法律改正案が国会審議中であり、今後、国から具体的な指針が示され次第、適切に対応していきたいと考えています。

問

国会審議中の介護保険法の改正案に、特養入所を要介護3以上に限定とあるが、待機者は減らせるのか。

答

保険課長 特別養護老人ホームの入所者が要介護3以上に限定されると、一時的に施設入所の待機者は減ると見込まれるが、高齢者が増加する傾向にある中で、今後の施設整備との兼ね合いを考慮しても、長期的には増加傾向にあると考えます。

地域が元気になる公共事業

問

業者も住民も地域も元気にする住宅リフォーム制度は県内でも4市で行なわれ地域活性化の「起爆剤」となっているが、本町の取り組みは。

答

町長 現在、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、一般住宅等の耐震診断・耐震改修事業を実施しています。引き続き、国県補助金を導入しながら未改修一般住宅の耐震化を促進し、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、生活の安全・安心の確保に努めてまいります。現時点で住宅リフォーム工事の補助の考えはありません。

おいで
けいいち
生出 慶一 議員



町の財政

問 町債発行残高金額と種類・返済計画は。

答

企画課長 町債の種類は、民生費や土木費等の普通債、災害対策事業に対する減税補てん債、臨時財政対策債で、町債残高は表1のとおりです。

◆町債 [表1]

会計名	平成25年度末町債残高	償還年度	左記の償還額(年額)
一般会計(A)	82億2千万円	平成26年度	8億8千万円
※償還のピークは平成24年度でした。			
会計名	平成25年度末町債残高	償還のピーク時期	左記の償還額(年額)
公共下水道事業(B)	62億5千万円	平成27年度	5億3000万円
農業集落排水事業(C)	33億6千万円	平成28年度～37年度	2億5000万円
水道事業(D)	20億8千万円	平成26年度～30年度	1億7千万円
合計(A+B+C+D)	199億1千万円		

※【町債】 町が事業を行うために長期間、国や県・金融機関等から借り入れるお金。
【償還額】 元金と利子の返済額です。

の元利償還金を上回らないように起債額を抑制し、他の会計では

税の徴収対策

問 差し押さえ・競売の現状は。

答

税務課長 平成25年度課税分の滞納者数は延べ1700人、総額約2億2000万円です。差し押さえ件数は147件、うち21件を公売しました。内訳は、不動産が最も多く48件、次に国税還付金が39件です。さらに捜索により不動産を18件差し押さえ、インターネットによる公売で換価しました。

納税意識の希薄な方には、生活再建ができることを念頭に納税相談を行っているが、改善が見込まれない場合は、やむなく差し押さえや競売などの滞納処分を行い、税負担の公平化や、町の自主財源の確保を図ります。

環境衛生

問 道路沿いの空き缶等「3ミリの処分

答

住民生活課長 廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、土地の所有者や管理者の自己責任で処分することになっていきます。現在、処分費用の補助金制度の考えはありませんが、「不法投棄禁止」の看板等を用意してありますのでご活用ください。

景観条例

問 まちの景観条例の考えは。

答 都市建設課長 町内全域において大規模な行為に関して栃木県景観条例を適用しています。町内の一部地域では、地区計画により良好な街並みを維持・保全しているところでは、
現在、同条例の基準等で支障なく運用しているため景観条例を策定する考えはありませんが、他市町の動向をみながら調査研究をしていきたいと思えます。

石橋駅東側地域の活性化

問 石橋駅東側地域へ商業施設誘致の考えは。

答 都市建設課長 石橋駅東地域の区画整理完了区域は、店舗や飲



かみむら
上村 康幸
やすゆき
議員

食店、事務所も建てられる用途となつていますが、個人所有地のため個人の土地利用に頼らざるを得ない現状です。

都市計画マスタープランでは、石橋東地区周辺の市街化調整区域は、市街化の進行に伴う住居系開発の高まりが予想され、田園環境の維持・保全を図りながら具体的な整備計画が明らかになった時点で農業との調整を図り、計画的な民間等による開発の誘導を推進していく考えです。現時点で区域区分の見直しや用途地域の見直し等の考えはありません。

問 宇都宮都市計画道路3・4・5号石橋駅東通りと、町の計画道路予定1号線・予定4号線の整備計画の考えは。

答 都市建設課長 宇都宮都市計画道路3・4・5号石橋駅東通りは、

下野市との行政界にあたる多功字天沼を起点とし、国道352号に至る延長2760mの都市計画決定がされた路線です。石橋駅東通り北部の未着手区間は、下野市、JR東日本、国土交通省等との協議や、予定1号線との関係から宇都宮市との連携も必要であり、現行計画の検証と見直しなどを含めて、中期的な視野で検討をしていきたいと思えます。
予定4号線は、平成27年度より事業に着手する予定です。

上三川いきいきプラザ

問 いきいきプラザの経営状態は。

答 副町長 指定管理事業に係る利益は、1期目の平成20年度から平成24年度の5年間で、27万1550円です。

2期目の平成25年度から平成29年度までの指定管理料は、1期目の実績をもとに設定しているため、一般の光熱費の高騰や、施設設備の老朽化に伴う修繕費の増加等は運営費に大きな影響を与えるものと予想しています。平成25年度の指定管理料は、2億470万円を支払い、平成26年度は2億1054万9千円の契約をしました。

問 いきいきプラザのレストランやすべての利用状態は。

答 副町長 平成25年度の開館日は、341日で、利用者数は延べ44万8234人、1日当たりの平均利用者数は1314人、入館者では1日平均1549人です。平成24年度との比較では、利用者数1・3%、入館者数0・5%の増です。利用者が多い施設は、浴室、エアロビクス・マシンスタジオ、プールです。浴室利用者数は年間12万5814人、1日平均369人、エアロビクス・マシンスタジオは年間11万5550人、1日平均339人、プールは年間9万5536人、1日平均280人です。
なお、テナントとして貸し出しているレストラン、パントリーは、月平均で、レストラン約700人、パントリー約2600人の利用があります。

問 利用者の要望への対応は

答 副町長 利用者の要望は、管理運営を担う指定管理者が検討をしてお返しします。そこで対応できないものは、指定管理者から町に要望等として意見が提出され、町はその内容により実施の有無を含めて協議を行います。



かつやま
勝山 修輔
しゅうすけ
議員



町村議会議長・副議長研修会

- ・ 5月27日、28日
- ・ 東京都 メルパルクホール
- ・ 出席者 稲見敏夫議長
- 山本辰夫副議長

1日目は、山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭氏より、「住民と歩む地方議会」と題して、議員報酬及び議員定数に関する課題を中心に講演がありました。議会改革は、議論を活発化させること、及び情報公開等を主に考えるべきであり、行政改革との視点の違いを述べられました。続くシンポジウムでは、4町村の議長がパネリストとなり「これからの町村議会のあり方」について活発な討論が行われました。

2日目は、民俗研究家の結城登美雄氏による「地域づくりを考える」では、「地域活性化を目的とせず、良い地域づくりを目的とすることが重要」と話されました。次に、ジャーナリストの後藤謙次氏による「日本の政治経済の現状と今後の行方」と題した講演があり、議会活動における様々な取り組みについて研修を受けてきました。

議会の仕組み

● 専決処分

「専決処分」とは、議会が議決しなければならない事項について、町長が議会に代わって意思決定をすることです。この専決処分には、次の2つの場合があります。

1 長の専決処分(地方自治法第179条)

(1) 専決処分できる場合

町長が特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときや、議会が議決すべき事件を議決しないときなど

(2) 議会への報告と承認

町長が(1)により専決処分した場合、専決処分した後に最初に招集される定例会、又は臨時会においてその内容を報告し、承認を求めなければなりません。

2 議会の委任による専決処分(地方自治法第180条)

(1) 専決処分できる場合

議会の権限に属する軽易な事項で、議決により特に指定した①～③の場合。

- ① 町が当事者である和解で、その目的の価額が1件100万円以下のもの
- ② 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、1件100万円以下のもの
- ③ 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、当初契約金額の5%以内に相当する金額(ただし、相当する金額が500万円を超えるときは500万円)に係る契約の変更をするもの

(2) 議会への報告

町長が(1)により専決処分した場合、専決処分した後に最初に招集される定例会、又は臨時会においてその内容を報告しなければなりません。この場合、承認は必要ありません。

◆ 編集後記 ◆

議会だよりは、各議員の一般質問が一番の関心でしょう。一般質問は、事前通告された質問内容に沿って一問一答形式で行われ、執行部との実りあるやりとりや、気迫ある議論が行われております。

議会だよりでは、一般質問及び執行部の答弁を簡潔明瞭に要約して掲載しています。議論の核心をお伝えしたいのですが、様々な制約がありできません。

今後は議会改革とも歩調を合わせ、町民に開かれた議会となるよう広報の在り方を検討していきます。

しかし、なんといっても議場で生の声を聞いていただきたい。ぜひ、議会審議の傍聴にお越しください。(上村)

広報調査特別委員会

- 委員長 上村康幸
- 副委員長 稲川 洋
- 委員 勝山修輔
- 委員 山本辰夫
- 委員 稲見敏夫